



# 日野町地域おこし協力隊活動記



日野町では、平成27年度から谷口智哉さんと鵜瀬ゆりさんの2名が地域おこし協力隊として活動しています。

このコーナーでは、地域に根ざし、新たな風を吹き込む隊員とその活動、想いを紹介します。



うのせ 鵜瀬 ゆりさん

日野の伝統料理を継承する会の皆さんと共に食事をご提供している近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」で、土日祝のご予約のないときにお抹茶またはお煎茶と手作りのお菓子をご提供しています。お越しいただいた方に、少しで



たにくち ともや 谷口 智哉さん

昨年5月から町内を自転車で回り、私なりに面白い場所や行事を見つけて町史やボランティアガイドの資料で調べたり、また地元の方の話を伺ったりしてまとめたものをFacebookやブログに記事として載せています。

そして、今回は町内外の方にもつと日野町に興味を持っていただければと思い、町内にある場所や行事、歴史、伝統などに関する問題集を「近江日野まち検定」と名付け作成しました。  
問題集は基本となる30問のほか、作成中に依頼を受けた地域や団体に関係する問題を追加するなどし、7月には内池西会所で「ふあみりお」さん主催の研修の中で、実際に解いていただきました。皆さん真剣に取り組んでいただき、答え合わせや解説も盛り上がりました。

も新座敷からの眺めとゆつくりとした時間を楽しんでいただけたらよいと思います。



新座敷から望む日本庭園は、季節によって違った眺めを楽しめます。9月から秋に向けての行楽シーズンに、外へのお出かけも良いですが、町内を散策してみてもいかがでしょうか。ぜひ、皆様のお越



ご依頼があれば伺わせていただきます。ぜひ皆さんチャレンジしてみてください。

しをお待ちしております！（入館料別：350円）  
また、近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」の棧敷窓の修繕が行われ、今後イベントの際などに一般の方にも棧敷窓を体験していただけるよう企画中です。先取りして、今月からの顔写真を棧敷窓からの写真にしました。日野の旧市街の町並みのシンボルである「棧敷窓」を体験することで、日野町で受け継がれてきた文化に触れるきっかけになってほしいと思います。

各団体などから隊員へ講演などを依頼される場合は、事前に役場商工観光課までお問い合わせください。

隊員の活動は、日野町ホームページでも確認できます。

これからも地域で活躍する地域おこし協力隊にご期待ください！

問い合わせ先 ◆ 商工観光課 商工観光担当 ☎0748-52-6562

# 国民年金からのお知らせ

## 国民年金保険料の一部免除の承認を受けられた方へ 保険料の納付が必要です！

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)が承認された方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることになり、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過すると時効により納めることができませんので、ご注意ください。

納付書がお手元にならない方は、草津年金事務所に確認ください。

| 免除区分  | 保険料額<br>(平成29年度) |
|-------|------------------|
| 3/4免除 | 月額 4,120円        |
| 半額免除  | 月額 8,250円        |
| 1/4免除 | 月額 12,370円       |

※平成29年度国民年金保険料は月額16,490円です。  
※月額計算は、10円未満切り上げです。

## 『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金や遺族年金は課税されません。)

課税対象者となる受給者の方は(64歳以下の方は108万円、65歳以上の方は158万円以上)には、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに日本年金機構へ提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決定されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

### ◆ 問い合わせ先 ◆

#### ○ 一部免除について

草津年金事務所 国民年金課

☎077-567-2220

○ 扶養親族申告書について

草津年金事務所 お客様相談室

☎077-567-1311

○ 住民課 保険年金担当

☎0748-52-6571

# みんなで支える国民健康保険

## 交通事故など、他人の行為により

## 治療を受けた場合は…

医療費は加害者が負担します

交通事故など、他人の行為が原因でケガをした場合や病気になる場合でも、国民健康保険(国保)で医療機関に受診できます。

医療費は、過失に応じて加害者が負担するのが原則ですが、国保が一時的に立て替えて支払い、後でその医療費を被害者に代わって加害者に請求することになります。

### 届け出をお願いします

#### ① 警察に届け出ます

交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出て、「交通事故証明書」をもらいます。

#### ② 役場に届け出ます

役場の国保の窓口(住民課保険年金担当)へも届け出て、「第三者行為による傷病届」を提出します。

### 届け出に必要な書類

- ・ 第三者行為による傷病届およびその他必要な書類(用紙は役場住民課にあります)
- ・ 交通事故証明書(所定の申請用紙は警察署、交番、役場住民課にあります)
- ・ 国民健康保険証
- ・ 印鑑(朱肉を必要とするもの)
- ・ 事故の被害者のマイナンバー
- ・ 届出者の身分証明書

※必要な書類がそろわなくても、まずご相談ください。

### 示談の前に必ず相談を

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後で国保から加害者に費用の請求ができなくなる場合があります。給付を返納していただく場合がありますので、必ず示談の前にご相談ください。

問い合わせ先 ◆ 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6571